

議案第30号

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部改正

上記の議案を提出する。

令和2年3月24日

(提出者)

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝

(提案説明)

組織改正や、行政系人事制度改正・分掌務の見直しに伴い、世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する必要があるため、本件議案を提案する。



世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和52年7月世田谷区教育委員会訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月1日

世田谷区教育委員会

第1条から第3条までの規定、第4条の表教育長の項及び教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長の項、第5条第1項の表教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長の項課長の項及び課長補佐又は係長若しくは担当係長の項、第6条第1項の表委員会が決定する事案の項、教育長が決定する事案の項及び教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案の項並びに同条第3項から第5項までの規定中「教育次長」を「教育総務部長」に改める。

第8条第1項中「世田谷区文書取扱規程（昭和52年3月世田谷区訓令甲第2号。以下「文書取扱規程」という。）第17条第2項」を「世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第 号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項」に改め、同条第2項中「文書取扱規程第17条第3項」を「公文書管理規程第19条第3項」に、「文書取扱規程第17条の2第1項」を「公文書管理規程第20条第1項」に改める。

別表1の部中「教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長決定」を「教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長決定」に改め、同部6の項課長決定の欄第5号中「保管期間」を「保存期間」に改め、同部12の項から14の項までの規定中「教育次長」を「教育総務部長」に改め、同部17の項を削り、同部18の項中「非常勤職員に」を「非常勤職員等に」に改め、同項教育長決定の欄第1号を削り、同項教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長決定の欄に次の1号を加え、同項を同部17の項とする。

1. 会計年度任用職員及び地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の非常勤職員を任命すること。

別表1の部中19の項を18の項とし、20の項を19の項とし、同部21の項中「教育次長」を「教育総務部長」に改め、同項を同部20の項とし、同部中22の項を21の項とし、23の項を22の項とし、24の項を23の項とし、同部25の項

中「教育次長」を「教育総務部長」に改め、同項を同部24の項とし、同部中26の項を25の項とし、27の項を26の項とし、同部28の項中「教育次長決定事案」を「教育総務部長決定事案」に改め、同項を同部27の項とし、同部中29の項を28の項とし、30の項から32の項までを1項ずつ繰り上げ、同表2の部中「教育次長専管事案」を「教育総務部長専管事案」に、「教育次長決定」を「教育総務部長決定」に改め、同部教育総務課の款3の項教育長決定の欄第3号中「5級職事務所」を「事務所」に改め、同項教育次長決定の欄第2号を削り、同表3の部学校職員課の款1の項課長決定の欄第4号を削り、同款9の項教育政策部長決定の欄第1号を次のように改める。

1 衛生管理者の任免に関すること。

別表3の部学校職員課の款9の項教育政策部長決定の欄に次の1号を加える。

2 世田谷区立学校等衛生委員会に関すること。

別表備考2中「教育次長」を「教育総務部長」に改める。

世田谷区教育委員会事案決定手続規程の一部を改正する訓令甲新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区教育委員会事案決定手続規程</p>	<p>○世田谷区教育委員会事案決定手続規程</p>
<p>昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号</p>	<p>昭和52年7月1日世教委訓令甲第4号</p>
<p>昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号</p>	<p>昭和53年6月20日世教委訓令甲第3号</p>
<p>昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号</p>	<p>昭和55年8月1日世教委訓令甲第5号</p>
<p>昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号</p>	<p>昭和58年7月1日世教委訓令甲第5号</p>
<p>昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号</p>	<p>昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号</p>
<p>昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号</p>	<p>昭和61年4月1日世教委訓令甲第2号</p>
<p>昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号</p>	<p>昭和62年4月1日世教委訓令甲第1号</p>
<p>昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号</p>	<p>昭和62年7月1日世教委訓令甲第5号</p>
<p>昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号</p>	<p>昭和63年4月1日世教委訓令甲第3号</p>
<p>平成元年4月1日世教委訓令甲第4号</p>	<p>平成元年4月1日世教委訓令甲第4号</p>
<p>平成3年4月1日世教委訓令甲第1号</p>	<p>平成3年4月1日世教委訓令甲第1号</p>
<p>平成4年3月25日世教委訓令甲第1号</p>	<p>平成4年3月25日世教委訓令甲第1号</p>
<p>平成4年12月25日世教委訓令甲第17号</p>	<p>平成4年12月25日世教委訓令甲第17号</p>
<p>平成5年3月25日世教委訓令甲第1号</p>	<p>平成5年3月25日世教委訓令甲第1号</p>
<p>平成7年3月31日世教委訓令甲第2号</p>	<p>平成7年3月31日世教委訓令甲第2号</p>
<p>平成7年6月30日世教委訓令甲第7号</p>	<p>平成7年6月30日世教委訓令甲第7号</p>
<p>平成8年4月1日世教委訓令甲第1号</p>	<p>平成8年4月1日世教委訓令甲第1号</p>
<p>平成9年4月1日世教委訓令甲第2号</p>	<p>平成9年4月1日世教委訓令甲第2号</p>
<p>平成9年8月1日世教委訓令甲第4号</p>	<p>平成9年8月1日世教委訓令甲第4号</p>
<p>平成9年10月1日世教委訓令甲第6号</p>	<p>平成9年10月1日世教委訓令甲第6号</p>
<p>平成10年4月1日世教委訓令甲第14号</p>	<p>平成10年4月1日世教委訓令甲第14号</p>
<p>平成11年4月1日世教委訓令甲第8号</p>	<p>平成11年4月1日世教委訓令甲第8号</p>
<p>平成12年3月31日世教委訓令甲第14号</p>	<p>平成12年3月31日世教委訓令甲第14号</p>
<p>平成13年3月30日世教委訓令甲第1号</p>	<p>平成13年3月30日世教委訓令甲第1号</p>

改正後	改正前
<p>平成13年10月1日世教委訓令甲第10号  平成15年4月1日世教委訓令甲第1号  平成15年10月17日世教委訓令甲第7号  平成16年4月1日世教委訓令甲第1号  平成17年4月1日世教委訓令甲第16号  平成18年9月29日世教委訓令甲第5号  平成19年3月30日世教委訓令甲第1号  平成20年4月1日世教委訓令甲第1号  平成20年5月27日世教委訓令甲第14号  平成21年4月1日世教委訓令甲第1号  平成22年4月1日世教委訓令甲第1号  平成23年4月1日世教委訓令甲第1号  平成24年3月30日世教委訓令甲第1号  平成26年4月1日世教委訓令甲第1号  平成26年7月14日世教委訓令甲第4号  平成27年4月1日世教委訓令甲第2号  平成28年4月1日世教委訓令甲第1号  平成28年4月1日世教委訓令甲第2号  平成29年3月31日世教委訓令甲第3号  平成30年3月30日世教委訓令甲第3号  平成30年11月30日世教委訓令甲第15号  平成31年4月1日世教委訓令甲第1号</p>	<p>平成13年10月1日世教委訓令甲第10号  平成15年4月1日世教委訓令甲第1号  平成15年10月17日世教委訓令甲第7号  平成16年4月1日世教委訓令甲第1号  平成17年4月1日世教委訓令甲第16号  平成18年9月29日世教委訓令甲第5号  平成19年3月30日世教委訓令甲第1号  平成20年4月1日世教委訓令甲第1号  平成20年5月27日世教委訓令甲第14号  平成21年4月1日世教委訓令甲第1号  平成22年4月1日世教委訓令甲第1号  平成23年4月1日世教委訓令甲第1号  平成24年3月30日世教委訓令甲第1号  平成26年4月1日世教委訓令甲第1号  平成26年7月14日世教委訓令甲第4号  平成27年4月1日世教委訓令甲第2号  平成28年4月1日世教委訓令甲第1号  平成28年4月1日世教委訓令甲第2号  平成29年3月31日世教委訓令甲第3号  平成30年3月30日世教委訓令甲第3号  平成30年11月30日世教委訓令甲第15号  平成31年4月1日世教委訓令甲第1号</p>
<p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程  東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。  （事案決定の原則）  第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決</p>	<p>世田谷区教育委員会事案決定手続規程  東京都世田谷区教育委員会事案決定手続規程（昭和47年4月東京都世田谷区教育委員会訓令甲第2号）の全部を改正する。  （事案決定の原則）  第1条 世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務に係る事案の決定は、別に定めるものを除くほか、当該決</p>

改正後

定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長（幼児教育・保育推進担当課長及び新教育センター整備担当課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。

（決定対象事案）

第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおとしする。

（事案決定権の委譲）

第3条 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。

第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。

（事案決定の臨時代行）

第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他の事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるとする。

教育長	教育総務部長。ただし、教育総務部長も不在の場合
教育総務部長、	主管に係る課長（以下「主管課長」という。）

改正前

定の結果の重大性に応じ、委員会又は教育長、教育次長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長（幼児教育・保育推進担当課長及び新教育センター整備担当課長を含む。以下同じ。）が行うものとする。ただし、第3条及び第4条の規定により課長補佐（世田谷区教育委員会事務局統括課長、課長補佐及び主任の職の指定等に関する規程（昭和62年3月世田谷区教育委員会訓令第4号）第4条第1項に規定する課長補佐をいう。以下同じ。）又は係長若しくは担当係長が決定する場合は、この限りでない。

（決定対象事案）

第2条 前条の規定に基づき、委員会又は教育長、教育次長、教育政策部長、生涯学習部長若しくは課長の決定すべき事案は、おおむね別表に定めるとおとしする。

（事案決定権の委譲）

第3条 教育次長、教育政策部長、生涯学習部長又は課長は、前条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、同一の態様で反復継続することが予想されるものについては、決定の基準を示して、直近下位の職にある者に決定させることができる。

第3条の2 課長は、第2条の規定により自己の決定の対象とされた事案のうち、特に必要と認める事案については、副参事に決定させることができる。

（事案決定の臨時代行）

第4条 第2条の規定により、次の表の左欄に掲げる者の決定の対象とされた事案について至急に決定を行う必要がある場合であって、当該事案の決定を行う者が出張又は休暇その他の事故により不在であるときは、同表右欄に掲げる者がその決定に当たるとする。

教育長	教育次長。ただし、教育次長も不在の場合
教育次長、教育	主管に係る課長（以下「主管課長」という。）

改正後		
教育政策部長又は生涯学習部長 課長	ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長 課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(幼児教育・保育推進担当課及び新教育センター整備担当課を含む。以下同じ。))にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))	
(事案決定の例外措置)		
第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超える と認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲 げる者にその決定を求めることができる。		
教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会
教育総務部長、 教育政策部長 又は生涯学習 部長	第2条の規定により教育総務部長、 教育政策部長又は生涯学習 部長の決定の対象とされた事案	教育長
課長	前条の規定により教育総務部 長、教育政策部長又は生涯学習 部長の決定の対象とされた事案	委員会
課長	第2条の規定により課長の決定 の対象とされた事案	教育総務部長、 教育政策部長 又は生涯学習 部長
課長補佐又は	前条の規定により課長の決定の 対象とされた事案	教育長
課長補佐又は	前条の規定により課長補佐又は	教育総務部長、

改正前		
政策部長又は生涯学習部長 課長	ただし、主管課長も不在の場合は、教育総務課長 課長があらかじめ指定する課長補佐(課長補佐を指定していない課(幼児教育・保育推進担当課及び新教育センター整備担当課を含む。以下同じ。))にあっては、主管又は担任に係る係長又は担当係長(以下「主管係長又は担任の担当係長」という。))	
(事案決定の例外措置)		
第5条 次の表の左欄に掲げる者は、同表中欄に掲げる事案のうち当該事案の決定の結果の重大性が自己の負いうる責任の範囲を超える と認めるものについては、その理由を明らかにして、同表右欄に掲 げる者にその決定を求めることができる。		
教育長	第2条の規定により教育長の決定の対象とされた事案	委員会
教育次長、教育 政策部長又は 生涯学習部長	第2条の規定により教育次長、 教育政策部長又は生涯学習部長 の決定の対象とされた事案	教育長
課長	前条の規定により教育次長、教 育政策部長又は生涯学習部長の 決定の対象とされた事案	委員会
課長	第2条の規定により課長の決定 の対象とされた事案	教育次長、教育 政策部長又は 生涯学習部長
課長補佐又は	前条の規定により課長の決定の 対象とされた事案	教育長
課長補佐又は	前条の規定により課長補佐又は	教育次長、教育





改正後

育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。

3 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。

4 教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。

5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育総務部長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。

委員会及び教育	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長、副部長、係長及び担当係長
教育総務部長が決定する事案	教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副部長、係長及び担当係長	係長及び担当係長
教育政策部長が決定する事案	教育総務部長又は生涯学習部長、課長、副部長、係長及び担当係長	係長及び担当係長
生涯学習部長が決定する事案	教育総務部長又は教育政策部長、課長、副部長、係長及び担当係長	係長及び担当係長
課長が決定する事案	課長、副部長、係長及び担当係長	課長、副部長、係長及び担当係長

6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執

改正前

育総務課長による審査を経るものとする。ただし、教育総務課長が同項の規定により審査を行うときは、この限りでない。

3 教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、表彰に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による審査及び協議を経るものとする。

4 教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長が決定する事案のうち、教育委員会後援名義の使用の承認に関する事案の決定に当たっては、教育総務課長及び教育総務課調整係長による協議を経るものとする。

5 前3項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる事案で、当該事案を主管する教育次長、教育政策部長若しくは生涯学習部長又は課長以外の者の主管に係る事務の執行に直接影響を与えるものの決定に当たっては、その影響を受ける同表右欄に掲げる者による協議を経るものとする。

委員会及び教育	教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副部長、係長及び担当係長	教育次長、副部長、係長及び担当係長
教育次長が決定する事案	教育政策部長又は生涯学習部長、課長、副部長、係長及び担当係長	係長及び担当係長
教育政策部長が決定する事案	教育次長又は生涯学習部長、課長、副部長、係長及び担当係長	係長及び担当係長
生涯学習部長が決定する事案	教育次長又は教育政策部長、課長、副部長、係長及び担当係長	係長及び担当係長
課長が決定する事案	課長、副部長、係長及び担当係長	課長、副部長、係長及び担当係長

6 世田谷区予算事務規則（昭和40年3月世田谷区規則第6号）その他の事務執行に関する規則、規程又は通達（以下「事務執行規則等」という。）により協議を行うべき事案の決定に当たっては、事務執

改正後	改正前
<p>行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p> <p>第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。</p> <p>2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。</p> <p>(事案の決定権者)</p>	<p>行規則等に定める者による協議を経るものとする。</p> <p>第7条 前条に定めるもののほか、事案の決定に対する関与については、第3条から第5条までの規定を準用する。</p> <p>2 前条及び前項の規定により事案の決定に対する関与を行う者を、事案の決定関与者という。</p> <p>(事案の決定権者)</p>
<p>第8条 事案の決定は、世田谷区公文書管理規程（令和2年4月世田谷区訓令甲第 号。以下「公文書管理規程」という。）第19条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。</p>	<p>第8条 事案の決定は、世田谷区文書取扱規程（昭和52年3月世田谷区訓令甲第2号。以下「文書取扱規程」という。）第17条第2項に規定する電子起案方式により起案する場合には、当該事案の決定した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。ただし、委員会が決定する事案については、この限りでない。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、公文書管理規程第19条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び公文書管理規程第20条第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>	<p>2 前項に定めるもののほか、事案の決定は、文書取扱規程第17条第3項に規定する書面起案方式により起案する場合及び文書取扱規程第17条の2第1項に規定する別に定めた帳票を用いて起案する場合には、当該事案に係る決定案を記載した文書に当該事案の決定権者が押印又は署名する方式により行うものとする。</p>
<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>	<p>3 前2項の決定案は、当該事案の決定権者が自己の指揮監督する職員のうちから作成責任者（以下「起案者」という。）を指定し、その者に必要な指示を与えて起案させるものとする。ただし、事案の性質等により必要と認めるときは、決定権者が起案することを妨げない。</p>
<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>	<p>4 前3項の規定にかかわらず、機密若しくは緊急を要する事案又は極めて軽易な事案については、決定権者は、第1項又は第2項に規定する方式によらず事案の決定をすることができる。ただし、機密又は緊急を要する事案に係る決定については、事後に所定の手続きをとらなければならない。</p>
<p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関</p>	<p>5 事案が決定されたときは、起案者又は決定権者は、当該事案に関</p>

改正後	改正前
<p>係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。</p> <p>(複合的決定事案の処理)</p> <p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p> <p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求め方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求め方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則 (昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号) この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年3月25日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月25日世教委訓令甲第17号) この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p>	<p>係を有する者にその写しの供覧その他の適当な方法により通知するものとする。</p> <p>(複合的決定事案の処理)</p> <p>第9条 2人以上の決定権者の決定を要する事案を単一の起案文書(事案に係る決定案を記載した文書等をいう。以下同じ。)で処理する場合は、従たる事案の決定権者を決定関与者とし、その関与を受けて決定するものとする。</p> <p>第10条 事案の決定に、当該事案の決定権者以外の者の審議、審査、協議その他の当該事案決定に対する関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付し、当該決定関与者が決定に関与した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式又は当該決定関与者の押印若しくは署名を求め方式により事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>第11条 前条の規定にかかわらず、当該事案の決定権者が前条に規定する方式によることが適当でないとき、当該事案の決定関与者を招集して開催する会議の場において当該事案に係る決定案を示して発言を求め方式により、事案の決定に対する関与を行わせるものとする。</p> <p>2 決定権者は、前項に定める会議により決定に対する関与を行わせて事案の決定をする場合には、決定関与者の発言の一部又は全部を記録した文書等を起案者をして作成させ、又は自ら作成して、その起案文書に添付しておくものとする。</p> <p>付 則 (昭和59年3月31日世教委訓令甲第1号) この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年3月25日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成4年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成4年12月25日世教委訓令甲第17号) この訓令は、平成5年1月1日から施行する。</p>

改正後	改正前
<p>附 則 (平成5年3月25日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成5年3月25日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成5年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成7年3月31日世教委訓令甲第2号) この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成7年3月31日世教委訓令甲第2号) この訓令は、平成7年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成7年6月30日世教委訓令甲第7号) この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成7年6月30日世教委訓令甲第7号) この訓令は、平成7年7月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成12年3月31日世教委訓令甲第14号) この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成12年3月31日世教委訓令甲第14号) この訓令は、平成12年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成13年3月30日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成13年3月30日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成13年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成19年3月30日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成19年3月30日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成20年5月27日世教委訓令甲第14号) この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成20年5月27日世教委訓令甲第14号) この訓令は、平成20年6月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成24年3月30日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成24年3月30日世教委訓令甲第1号) この訓令は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成28年4月1日世教委訓令甲第1号) この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 (平成28年4月1日世教委訓令甲第1号) この訓令による改正後の別表1の部28の項の規定にかかわらず、世田谷区教育委員会の処分に係るものについては、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 (平成29年3月31日世教委訓令甲第3号) この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成29年3月31日世教委訓令甲第3号) この訓令は、平成29年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成30年3月30日世教委訓令甲第3号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成30年3月30日世教委訓令甲第3号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則 (平成30年11月30日世教委訓令甲第15号) この訓令は、平成30年12月1日から施行する。</p>	<p>附 則 (平成30年11月30日世教委訓令甲第15号) この訓令は、平成30年12月1日から施行する。</p>
<p>別表 (第2条関係)</p>	<p>別表 (第2条関係)</p>

改正後

改正前

I 共通事案

1 共通事案

件名	委員会決定	教育長決定	教育総務部長、教育政策部長又は生涯学習部学部長決定	課長決定
1 教育の運営に関すること。	1 教育の運営に関する一般方針を確定すること。			
2 事業に係る基本的な方針及び計画に関すること。	1 事業に係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止すること。	1 事業計画の設定、変更又は廃止をすること。	1 事務処理方針を定めること。	
3 教育委員会議案に関すること。		1 教育委員会決定事項について教育委員会に		

件名	委員会決定	教育長決定	教育次長、教育政策部長又は生涯学習部長決定	課長決定
1 教育の運営に関すること。	1 教育の運営に関する一般方針を確定すること。			
2 事業に係る基本的な方針及び計画に関すること。	1 事業に係る基本的な方針及び計画の設定又は廃止すること。	1 事業計画の設定、変更又は廃止をすること。	1 事務処理方針を定めること。	
3 教育委員会議案に関すること。		1 教育委員会決定事項について教育委員会に		

改正後		改正前	
議案を提出すること。	議案を提出すること。	議案を提出すること。	議案を提出すること。
1 庁議への付議要求を行うこと。	1 庁議への付議要求を行うこと。	1 庁議への付議要求を行うこと。	1 庁議への付議要求を行うこと。
4 庁議に関すること。	4 庁議に関すること。	4 庁議に関すること。	4 庁議に関すること。
5 附属機関に關すること。	5 附属機関に關すること。	5 附属機関に關すること。	5 附属機関に關すること。
1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。	1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。	1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。	1 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
6 文書等の管理に關すること。	6 文書等の管理に關すること。	6 文書等の管理に關すること。	6 文書等の管理に關すること。
1 文書等を收受すること。	1 文書等を收受すること。	1 文書等を收受すること。	1 文書等を收受すること。
2 文書の保存期間を決定すること。	2 文書の保存期間を決定すること。	2 文書の保存期間を決定すること。	2 文書の保存期間を決定すること。
3 保管文書の置換えを行うこと。	3 保管文書の置換えを行うこと。	3 保管文書の置換えを行うこと。	3 保管文書の置換えを行うこと。
4 保存文書の廃棄の決定をすること。	4 保存文書の廃棄の決定をすること。	4 保存文書の廃棄の決定をすること。	4 保存文書の廃棄の決定をすること。
5 電磁的記	5 電磁的記	5 電磁的記	5 電磁的記

改正後		改正前	
7 情報公開に関すること。 8 個人情報保護に関すること。	7 情報公開に関すること。 8 個人情報保護に関すること。	7 情報公開に関すること。 8 個人情報保護に関すること。	7 情報公開に関すること。 8 個人情報保護に関すること。
9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。	9 教育委員会規則、訓令、要綱等に関すること。
1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。	1 教育委員会規則及び重要な訓令の制定又は改廃を行うこと。
1 訓令の制定又は改廃を行うこと。 2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。 2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。 2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領	1 訓令の制定又は改廃を行うこと。 2 依命通達をすること。 3 重要な要綱、要領
1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定案を除く。）。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定案を除く。）。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定案を除く。）。	1 定例的な内規の制定又は改廃及び通達をすること（教育長決定案を除く。）。
録の保存期間及び消去を決定すること。 1 行政情報の開示の可否を決定すること。 1 個人情報情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。	録の保存期間及び消去を決定すること。 1 行政情報の開示の可否を決定すること。 1 個人情報情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。	録の保存期間及び消去を決定すること。 1 行政情報の開示の可否を決定すること。 1 個人情報情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。	録の保存期間及び消去を決定すること。 1 行政情報の開示の可否を決定すること。 1 個人情報情報の開示、訂正及び利用中止の可否を決定すること。



改正後		改正前	
10	<p>契約書、協定書、覚書等に関すること。</p> <p>1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類する文書（以下この項において「契約書等」という。）を取り交わすこと。</p>	<p>10</p>	<p>契約書、協定書、覚書等に関すること。</p> <p>1 特に重要な契約書、協定書、覚書その他のこれらに類する文書（以下この項において「契約書等」という。）を取り交わすこと。</p>
11	<p>証明</p>	<p>11</p>	<p>証明</p>
	<p>1 証明を行</p>	<p>1</p>	<p>証明を行</p>
	<p>等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>1 重要な契約書等を取り交わすこと。</p>	<p>等の内規（以下この項において「内規」という。）の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>1 重要な契約書等を取り交わすこと。</p>	

改正後		改正前	
<p>12 告示等に関すること。</p> <p>1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」という。）をすること。</p>	<p>1 重要な事項に関する告示等（<u>教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長</u>決定案を除く。）</p>	<p>12 告示等に関すること。</p> <p>1 特に重要な事項に関する告示、公告及び公示送達（以下この項において「告示等」という。）をすること。</p>	<p>1 重要な事項に関する告示等（<u>教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長</u>決定案を除く。）</p>
<p>13 報告等に関すること。</p> <p>1 特に重要な事項に関する報告、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。</p>	<p>1 重要な事項に関する報告、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。</p>	<p>13 報告等に関すること。</p> <p>1 特に重要な事項に関する報告、副申、申請、照会、回答、諮問、通知等を行うこと。</p>	<p>1 定例的な事項（<u>教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長</u>決定案を除く。）</p>
<p>い、又は公簿等の閲覧をさせること。</p> <p>1 定例的な事項（<u>教育総務部長、教育政策部長及び生涯学習部長</u>決定案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等を行うこと。</p>	<p>1 定例的な事項（<u>教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長</u>決定案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等を行うこと。</p>	<p>い、又は公簿等の閲覧をさせること。</p> <p>1 定例的な事項（<u>教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長</u>決定案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等を行うこと。</p>	<p>1 定例的な事項（<u>教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長</u>決定案を除く。）及び軽易な事項に関する告示等を行うこと。</p>

改正後		改正前	
14 幹部 職員の 服務に 関する こと。	答、諮 問、通知 等をする こと。	14 幹部 職員の 服務に 関する こと。	答、諮 問、通知 等をする こと。
1 教育総 務部長、教 育政策部 長及び生 涯学習部 長決定事 案を除 く。)	に関する報 告、進達、 副申、申請、 照会、回答、通知 諮問、通知 等をするこ と。	1 教育次 長、教育政 策部長及 び生涯学 習部長決 定事案を 除く。)	る報告、進 達、副申、 申請、照会、 回答、諮問、 通知等をする こと。
1 課長及び これと同等 の職にある 者（以下こ の項におい て「課長等」 という。） の出張を命 ずること。	1 課長及び これと同等 の職にある 者（以下こ の項におい て「課長等」 という。） の出張を命 ずること。	1 課長及び これと同等 の職にある 者（以下こ の項におい て「課長等」 という。） の出張を命 ずること。	1 課長及び これと同等 の職にある 者（以下こ の項におい て「課長等」 という。） の出張を命 ずること。
2 教育総 務部長、教 育政策部 長及び生 涯学習部 長の休暇 を承認し、 又は職務 に専念す る義務を 免除する	2 教育総 務部長、教 育政策部 長及び生 涯学習部 長の休暇 を承認し、 又は職務 に専念す る義務を 免除するこ と。	2 教育次 長、教育政 策部長及 び生涯学 習部長の 休暇を承 認し、又は 職務に専 念する義 務を免除 すること。	2 課長等の 休暇を承認 し、又は職 務に専念す る義務を免 除すること。

改正後		改正前	
15 一般職員の職務に関すること。	15 一般職員の職務に関すること。		
1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。	1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。		1 課に属する一般職員の分担事務を定めること。
2 課に属する一般職員の出張を命ずること。	2 課に属する一般職員の出張を命ずること。		2 課に属する一般職員の出張を命ずること。
3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日振替を行うこと。	3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日振替を行うこと。		3 課に属する一般職員の超過勤務及び休日勤務を命じ、又は週休日振替を行うこと。
4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。	4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。		4 課に属する一般職員の休暇を承認し、又は職務に専念する義務を免除すること。
1 係長、担当係長及び	1 係長、担当係長及び		1 係長、担当係長及び
16 職員配置に	16 職員配置に		16 職員配置に

改正後		改正前	
<p>関すること。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>主査を除く一般職員の配置を行うこと。</p> <p>2 配置について総務部長に報告すること。</p> <p><u>削除</u></p>	<p>主査を除く一般職員の配置を行うこと。</p> <p>2 配置について総務部長に報告すること。</p>	<p>1 臨時職員 (長期にわたるものを除く。)を任用又は配置すること。</p>
<p>18 非常勤職員に関すること。</p>	<p><u>削除</u></p> <p>1 会計年度任用職員及び法第3条3項による特別職の非常勤職員を任命すること。</p>	<p>18 非常勤職員に関すること。</p>	<p>1 非常勤職員を任命すること。</p>
<p>19 請負契約、委託契約又は受託契約を伴う</p>	<p>1 予定価格(長期継続契約の場合、年額。以下この項にお</p> <p>1 予定価格が 2,000,000円以上 90,000,000円未満の請</p>	<p>19 請負契約、委託契約又は受託契約を伴う</p>	<p>1 予定価格が 2,000,000円以上 90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。</p>

改正後		改正前	
事務及び事業に関すること。	いて同じ。) 90,000,000円以上 180,000,000円未満 の請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業(以下この項において「請負事業等」という。)を行うこと。	いて同じ。) 90,000,000円以上 180,000,000円未満 の請負契約、委託契約又は受託契約を伴う事務及び事業(以下この項において「請負事業等」という。)を行うこと。	負事業等を行うこと。
20 物件の買入契約、借入契約、売払契約又は貸付契約を伴う事務及び事	1 予定価格(賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。)が90,000,000	1 予定価格(賃貸借の場合は、賃貸借料の年額又は総額。以下この項において同じ。)が90,000,000	1 予定価格が2,000,000円未満の物件の買入事業又は借入事業等を行うこと。

改正後		改正前	
業に関すること。	業に関すること。	業に関すること。	業に関すること。
0円以上 180,000,000円未満 の物件の 借入契約 又は貸付 契約を伴 う事務及 び事業(以 下この項 において 「借入事 業等」とい う。)を行 うこと。	0円以上 180,000,000円未満 の物件の 借入契約 又は貸付 契約を伴 う事務及 び事業(以 下この項 において 「借入事 業等」とい う。)を行 うこと。	を伴う事務 及び事業 (以下この 項において 「買入事 業」とい う。)を行 うこと。	を伴う事務 及び事業 (以下この 項において 「買入事 業」とい う。)を行 うこと。
2 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の物 件の借入事 業等を行う こと。	2 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の物 件の借入事 業等を行う こと。	2 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の物 件の借入事 業等を行う こと。	2 予定価格 が 2,000,000 円以上 90,000,000 円未満の物 件の借入事 業等を行う こと。
3 寄附の申 出のあった 財産に関する 書類を送	3 寄附の申 出のあった 財産に関する 書類を送	3 寄附の申 出のあった 財産に関する 書類を送	3 寄附の申 出のあった 財産に関する 書類を送

改正後		改正前	
21 契約の変更を伴う事務及び事業の変更に関するすること。		21 契約の変更を伴う事務及び事業の変更に関するすること。	
1 変更前の契約金額(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契	付すこと。 1 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」ということ。	1 変更前の契約金額(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契	1 変更前の契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予定価格が60,000,000円未満の買入事業を行うこと(教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長決定除く。)
1 変更前の契約金額(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契	付すこと。 1 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上60,000,000円未満の買入契約を伴う事務及び事業(以下この項において「買入事業」ということ。	1 変更前の契約金額(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円未満で、変更後の予定価格(長期継続契約の場合は、年額。以下この項において同じ。)が90,000,000円以上180,000,000円未満の請負契約、委託契	1 変更前の契約金額が60,000,000円未満で、変更後の予定価格が60,000,000円未満の買入事業を行うこと(教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長決定除く。)



改正後		改正前	
<p>約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「請負事業等」という。）を行うこと。</p>	<p>2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うことと。</p>	<p>約、受託契約、借入契約又は貸付契約を伴う事務及び事業（以下この項において「請負事業等」という。）を行うこと。</p>	<p>2 変更前の契約金額が90,000,000円以上180,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うことと。</p>
			<p>2 変更前の契約金額が90,000,000円未満で、変更後の予定価格が90,000,000円未満の請負事業等を行うこと（<u>教育次長、教育政策部長及び生涯学習部長決定事案を除く。</u>）。</p>

改正後		改正前	
22 契約の締結等に関すること。			
3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	く。)	3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。	3 変更前の契約金額が2,000,000円未満で、変更後の予定価格が2,000,000円以上90,000,000円未満の請負事業等を行うこと。
22 契約の締結等に関すること。	22 契約の締結等に関すること。		
1 世田谷区契約事務規則第74条の規定に基づき契約締結を契約担当者に請求すること。	1 世田谷区契約事務規則第74条の規定に基づき契約締結を契約担当者に請求すること。		1 世田谷区契約事務規則第74条の規定に基づき契約締結を契約担当者に請求すること。
2 課の事務に係る予定価格(長期継続契約の場合は、年額)が500,000円	2 課の事務に係る予定価格(長期継続契約の場合は、年額)が500,000円		2 課の事務に係る予定価格(長期継続契約の場合は、年額)が500,000円

改正後		改正前	
23 収入及び支出に関すること。	23 収入及び支出に関すること。	23 収入及び支出に関すること。	23 収入及び支出に関すること。
1 60,000,000円以上の支出を決定すること（支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。）。	1 60,000,000円未満の支出を決定すること（支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。）。	1 60,000,000円未満の支出を決定すること（支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。）。	1 60,000,000円未満の支出を決定すること（支出の額及び時期の決定に裁量の余地がないものを除く。）。
2 歳入調定を行うこと。	2 歳入調定を行うこと。	2 歳入調定を行うこと。	2 歳入調定を行うこと。
3 使用料等の督促を行うこと。	3 使用料等の督促を行うこと。	3 使用料等の督促を行うこと。	3 使用料等の督促を行うこと。
以下の契約（工事請負契約及びガソリンの単価契約を除く。）を締結し、又は変更すること。	以下の契約（工事請負契約及びガソリンの単価契約を除く。）を締結し、又は変更すること。	以下の契約（工事請負契約及びガソリンの単価契約を除く。）を締結し、又は変更すること。	以下の契約（工事請負契約及びガソリンの単価契約を除く。）を締結し、又は変更すること。

改正後		改正前	
24 補助金、分担金及び負担金並びに寄附金に関すること。	4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区分を通知すること。	4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区分を通知すること。	4 給与取扱者を指定し、職氏名及び担任区分を通知すること。
1 2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金(以下この項において「補助金等」という。)を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1 200,000円以上2,000,000円未満の補助金、分担金、負担金及び寄附金を贈与すること。	1 2,000,000円以上の補助金、分担金、負担金(以下この項において「補助金等」という。)を交付し、又は寄附金を贈与すること。	1 200,000円以上2,000,000円未満の補助金等を交付し、又は寄附金を贈与すること。
2 40,000,000円以上の補助金等の歳入の原因となる行為(申請、協定、	2 1,000,000円以上40,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。	2 40,000,000円以上の補助金等の歳入の原因となる行為(申請、協定、	2 1,000,000円未満の歳入の原因となる行為を行うこと。

改正後		改正前	
賦課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。	3 500,000 円以上 1,000,000 円未満の寄附金を受領すること。	賦課等をいう。以下この項において同じ。)を行うこと。	3 500,000 円以上 1,000,000 円未満の寄附金を受領すること。
1 教育総務部長、教育政策部長、生涯学習部長及び課長決定案以外の債権の徴収停止、履行期の特約又は免除を行うこと。	1 条例及び規則で定める減免等の規定に基づき減免等を行うこと (教育長決定案を除く。)	1 教育次長、教育政策部長、生涯学習部長及び課長決定案以外の債権の徴収停止、履行延期の特約又は免除を行うこと。	1 条例及び規則に基づく証明に係る手数料の減免等を行うこと。
25 分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他債権 (強制徴収に徴収する債権を除く。)	25 分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他債権 (強制徴収に徴収する債権を除く。)	25 分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他債権 (強制徴収に徴収する債権を除く。)	25 分担金、使用料及び手数料の減免又は売払代金、返還金その他債権 (強制徴収に徴収する債権を除く。)

改正後		改正前	
<p>の免除等に関すること。</p> <p>26 損害及び損失に補償に関すること。</p>	<p>1 500,000円以上</p> <p>1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。</p> <p>1 教育財産の取得の申出を行うこと。</p>	<p>1 500,000円以上</p> <p>1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。</p> <p>1 教育財産の取得の申出を行うこと。</p>	<p>1 500,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。</p> <p>1 教育財産の所属換を行うこと。</p> <p>2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可</p>
<p>の免除等に関すること。</p> <p>26 損害及び損失に補償に関すること。</p>	<p>1 500,000円以上</p> <p>1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償(道路用地の取得に係るものを除く。以下この項において同じ。)を決定すること。</p> <p>1 教育財産の取得の申出を行うこと。</p>	<p>1 500,000円以上</p> <p>1,000,000円未満の損害賠償及び損失補償を決定すること。</p> <p>1 教育財産の取得の申出を行うこと。</p>	<p>1 教育財産の所属換を行うこと。</p> <p>2 教育財産の使用を許可し、又は使用の許可</p>

改正後		改正前	
28 審査 請求に 関する こと。	1 審査 請求の 裁決を するこ と。 2 弁明 書を提 出する こと。	28 審査 請求に 関する こと。	1 審査 請求の 裁決を するこ と。 2 弁明 書を提 出する こと。
	1 弁明書 (委員会 決定事案 の処分に 係るもの を除く。) を提出す ること。		1 弁明書 (委員会 決定事案 の処分に 係るもの を除く。) を提出す ること。
	1 弁明書 (委員会決 定事案及び 教育長決定 事案の処 分に係るもの を除く。) を提出する こと。		1 弁明書 (委員会決 定事案及び 教育長決定 事案並びに教 育次長決定 事案、教育 政策部長決 定事案及び 生涯学習部 長決定事案 の処分に係 るものを除 く。)を提 出するこ と。
	1 弁明書 (委員会決 定事案、教 育長決定事 案並びに教 育総務部長 決定事案、 教育政策部 長決定事案 及び生涯学 習部長決定 事案の処 分に係るもの を除く。) を提出する こと。		1 弁明書 (委員会決 定事案、教 育長決定事 案並びに教 育次長決定 事案、教育 政策部長決 定事案及び 生涯学習部 長決定事案 の処分に係 るものを除 く。)を提 出するこ と。
	1 弁明書 (委員会決 定事案、教 育長決定事 案並びに教 育総務部長 決定事案、 教育政策部 長決定事案 及び生涯学 習部長決定 事案の処 分に係るもの を除く。) を提出する こと。		1 弁明書 (委員会決 定事案、教 育長決定事 案並びに教 育次長決定 事案、教育 政策部長決 定事案及び 生涯学習部 長決定事案 の処分に係 るものを除 く。)を提 出するこ と。

改正後		改正前	
29 使用料の減免等に関すること。	1 世田谷区行政財産使用料条例（以下この項において「条例」という。）第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。	29 使用料の減免等に関すること。	1 世田谷区行政財産使用料条例（以下この項において「条例」という。）第5条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除すること。
30 教育委員会後援名義の使用するの承認に関	1 世田谷区行政財産使用料条例（以下この項において「条例」という。）第5条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定すること。	30 教育委員会後援名義の使用するの承認に関	2 条例第6条の規定に基づき納付期限を指定し、又は分割納付を決定すること。 1 使用を承認すること。



改正後		改正前																			
<p>31 電話に関すること。</p> <p>32 表彰に関すること。</p>	<p>1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。</p> <p>2 加入電話の移設手続を行うこと。</p> <p>1 表彰及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。</p> <p>2 国及び東京都が行う表彰の候補者を推薦すること。</p>	<p>31 電話に関すること。</p> <p>32 表彰に関すること。</p>	<p>1 加入電話の加入申込み及び架設申込みを行うこと。</p> <p>2 加入電話の移設手続を行うこと。</p> <p>1 表彰及び感謝状並びに賞状の受賞者を決定すること。</p> <p>2 国及び東京都が行う表彰の候補者を推薦すること。</p>																		
2 教育総務部長専管事案		2 教育次長専管事案																			
<table border="1"> <tr> <td>件名</td> <td>教育総務</td> </tr> <tr> <td>委員会決定</td> <td>1 教育長の長</td> </tr> <tr> <td>教育長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育総務部長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長決定</td> <td></td> </tr> </table>	件名	教育総務	委員会決定	1 教育長の長	教育長決定		教育総務部長決定		課長決定		<table border="1"> <tr> <td>件名</td> <td>教育</td> </tr> <tr> <td>委員会決定</td> <td>1 教育長の長</td> </tr> <tr> <td>教育長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育次長決定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長決定</td> <td></td> </tr> </table>	件名	教育	委員会決定	1 教育長の長	教育長決定		教育次長決定		課長決定	
件名	教育総務																				
委員会決定	1 教育長の長																				
教育長決定																					
教育総務部長決定																					
課長決定																					
件名	教育																				
委員会決定	1 教育長の長																				
教育長決定																					
教育次長決定																					
課長決定																					

改正後		改正前	
課		課	
務に関すること。 2 予算、決算及び会計に関すること。		務に関すること。 2 予算、決算及び会計に関すること。	
期出張を命ずること。		期出張を命ずること。	
1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作成し、及び提出すること。 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。	1 歳入科目新設申請書を出すこと。 2 歳出予算の配当申請書を出すこと。 3 収支予定表を作成し、及び提出すること。 4 配当予算の費用の流用を	1 委員会の所管する事業に関する歳入歳出予算等の見積書を作成し、及び提出すること。 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。	1 歳入科目新設申請書を出すこと。 2 歳出予算の配当申請書を出すこと。 3 収支予定表を作成し、及び提出すること。 4 配当予算の費用の流用を
1 予算説明資料を作成し、及び提出すること。 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。 3 歳出予算の執行責任を行うこと。	1 歳入科目新設申請書を出すこと。 2 歳出予算の配当申請書を出すこと。 3 収支予定表を作成し、及び提出すること。	1 予算説明資料を作成し、及び提出すること。 2 歳入歳出決算額を確認し、及び報告すること。 3 歳出予算の執行責任を行うこと。	1 歳入科目新設申請書を出すこと。 2 歳出予算の配当申請書を出すこと。 3 収支予定表を作成し、及び提出すること。

改正前	改正後
<p>部内で行うこと。 5 配当予算の費用を他の部との間で行う申請をすること。 6 予備費の充用の申請をすること。 7 収支状況等に関する実績報告書を作成し、及び提出すること。 8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を作成し、</p>	<p>部内で行うこと。 5 配当予算の費用を他の部との間で行う申請をすること。 6 予備費の充用の申請をすること。 7 収支状況等に関する実績報告書を作成し、及び提出すること。 8 継続費繰越調書及び繰越明許費繰越調書を作成し、</p>





改正前		改正後	
の新調、 改刻又は使用 廃止を 行うこと。		の新調、 改刻又は使用 廃止を 行うこと。	
1 事務 事業を 課題別 に体系 化し、及 び計画 化する こと。	6 計画 に関する こと。	1 事務 事業を 課題別 に体系 化し、及 び計画 化する こと。	6 計画 に関する こと。
1 組織の 改正につ いて区長 に協議す ること。	7 組織 に関する こと。	1 組織の 改正につ いて区長 に協議す ること。	7 組織 に関する こと。
1 教育 行政に 関する 広報に 策定する こと。	8 広報 に関する こと。	1 教育 行政に 関する 広報に 策定する こと。	8 広報 に関する こと。
1 教育行 政に 関する 広報の 計画を 策定する こと。	2 教育行	1 教育行 政に 関する 広報の 計画を 策定する こと。	2 教育行



改正後		改正前	
が	となるものを除く。)	が	となるものを除く。)
12,000,000円以上		12,000,000円以上	
20,000,000円未満		20,000,000円未満	
の契約		の契約	
(不動産		(不動産	
の賃借契		の賃借契	
約を除く。)		約を除く。)	
締結する		締結する	
こと。		こと。	
2 予定価	2 予定価	2 予定価	2 予定価
格が	格が	格が	格が
3,000,000円以上	3,000,000円未満	3,000,000円以上	3,000,000円未満
5,000,000円以下	の不動産	5,000,000円以下	の不動産
の不動産	の賃借契	の不動産	の賃借契
の賃借契	約を締結	の賃借契	約を締結
約を締結	すること。	約を締結	すること。
すること。		すること。	
3 予定価	3 予定価	3 予定価	3 予定価
格が	格が	格が	格が
300,000円以下の		300,000円以下の	
物品を売		物品を売	



改正後		改正前	
11 教育 財産の 管理に 関する こと。			
却するこ と。 4 予定価 格が 300,000 円以下の 行政財産 の貸付け 及び地上 権の設定 をす ること。	却するこ と。 4 予定価 格が 300,000 円以下の 行政財産 の貸付け 及び地上 権の設定 をす ること。		
1 教育財 産の用途 変更又は 用途廃止 をす ること。	1 教育財 産の用途 変更又は 用途廃止 をす ること。		
1 管理 財産に ついて 報告を 徴する こと。	1 管理 財産に ついて 報告を 徴する こと。		
2 教育 財産に 係る火 災保険 に加入 するこ と。	2 教育 財産に 係る火 災保険 に加入 するこ と。		
3 教育 財産の 使用許 をす ること。	3 教育 財産の 使用許 をす ること。		
1 教育財 産総括主 任及び管 理主任を 任免す ること。	1 教育財 産総括主 任及び管 理主任を 任免す ること。		
2 管理財 産につ いて必 要な 措置を 求め ること。	2 管理財 産につ いて必 要な 措置を 求め ること。		
3 教育財 産台帳 を管理 するこ と。	3 教育財 産台帳 を管理 するこ と。		



改正後	改正前
<p>2 区域 外就学 を承諾 すること。</p> <p>3 外国 人の就 学を許 可する こと。</p> <p>4 夜間 中学校 への就 学を認 可する こと。</p>	<p>2 区域 外就学 を承諾 すること。</p> <p>3 外国 人の就 学を許 可する こと。</p> <p>4 夜間 中学校 への就 学を認 可する こと。</p>
<p>り決定す ること。</p>	<p>り決定す ること。</p>
<p>1 学級を 編制し、 及び同意 を求め ること。</p>	<p>1 学級を 編制し、 及び同意 を求め ること。</p>
<p>2 学級 編制に 関する こと(特 別支援 学級を 除く。)</p> <p>3 通学 区域に 関する</p>	<p>2 学級 編制に 関する こと(特 別支援 学級を 除く。)</p> <p>3 通学 区域に 関する</p>
<p>1 通学 区域を 設定し、</p>	<p>1 通学 区域を 設定し、</p>

改正後		改正前	
こと。	及び変更すること。	こと。	及び変更すること。
4 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。	1 帰国児童及び生徒適応級の運営すること。	4 海外帰国児童及び生徒の教育に関すること。	及び変更すること。
5 学校基本調査に関すること。	1 学校基本調査の報告を行うこと。	5 学校基本調査に関すること。	1 学校基本調査の報告を行うこと。
6 教材及び管理備品に関すること。	1 教材、教具及び管理備品を整備すること。	6 教材、教具及び管理備品に関すること。	1 教材、教具及び管理備品を整備すること。
7 連合行事に関すること。	1 連合行事を開催すること。	7 連合行事に関すること。	1 連合行事を開催すること。
8 移動教室その他の	1 移動教室その他の校外学	8 移動教室その他の	1 移動教室その他の校外学
1 帰国児童及び生徒適応級の運営すること。		1 帰国児童及び生徒適応級の運営すること。	

改正後		改正前	
<p>校外学 習に関 するこ と。</p> <p>9 区立 校外学 園に関 するこ と。</p> <p>10 就学 援助費 及び就 学奨励 費に関 するこ と。</p>	<p>習を実施 するこ と。</p> <p>1 就学援 助費及び 就学奨励 費の支給 を認定す ること。</p> <p>1 就学援 助費支給 要綱を制 定するこ と。</p>	<p>校外学 習に関 するこ と。</p> <p>9 区立 校外学 園に関 するこ と。</p> <p>10 就学 援助費 及び就 学奨励 費に関 するこ と。</p>	<p>1 区立 校外学 園の施 設の利 用を承 認する こと。</p> <p>1 就学援 助費及び 就学奨励 費の支給 を認定す ること。</p> <p>1 就学援 助費支給 要綱を制 定するこ と。</p>
<p>校外学 習に関 するこ と。</p> <p>9 区立 校外学 園に関 するこ と。</p> <p>10 就学 援助費 及び就 学奨励 費に関 するこ と。</p>	<p>1 区立 校外学 園の施 設の利 用を承 認する こと。</p> <p>1 就学援 助費及び 就学奨励 費の支給 を認定す ること。</p> <p>1 就学援 助費支給 要綱を制 定するこ と。</p>	<p>1 区立 校外学 園の施 設の利 用を承 認する こと。</p> <p>1 就学援 助費及び 就学奨励 費の支給 を認定す ること。</p> <p>1 就学援 助費支給 要綱を制 定するこ と。</p>	<p>1 区立 校外学 園の施 設の利 用を承 認する こと。</p> <p>1 就学援 助費及び 就学奨励 費の支給 を認定す ること。</p> <p>1 就学援 助費支給 要綱を制 定するこ と。</p>
<p>幼児 教育・ 保育推 進担当 課</p> <p>1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 するこ と。</p> <p>2 公私 連携幼 児</p>	<p>1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 するこ と。</p> <p>2 公私 連携幼 児</p>	<p>1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 するこ と。</p> <p>2 公私 連携幼 児</p>	<p>1 区立 幼稚園 及び区 立認定 こども 園に関 するこ と。</p> <p>2 公私 連携幼 児</p>

改正後	
保連携型認定こども園に関すること。	保連携型認定こども園に関すること。
どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私立連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消し	どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私立連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消し
の規定による届出の進達すること。	の規定による届出の進達すること。
の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせると。	の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせると。

改正前	
保連携型認定こども園に関すること。	保連携型認定こども園に関すること。
どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私立連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消し	どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下この項において「法」という。）第34条第1項の規定による公私立連携法人の指定及び同条第11項の規定による指定の取消し
の規定による届出の進達すること。	の規定による届出の進達すること。
の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせると。	の規定により報告を求め、又は質問させ、若しくは立入検査をさせると。

改正後		改正前	
<p>をすること。</p> <p>2 法第34条第2項に規定する協定を締結すること。</p>	<p>2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。</p> <p>3 法第34条第9項の規定による通知をすること。</p> <p>4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。</p>	<p>をすること。</p> <p>2 法第34条第2項に規定する協定を締結すること。</p>	<p>2 法第34条第6項に規定する廃止等の認可の申請の進達をすること。</p> <p>3 法第34条第9項の規定による通知をすること。</p> <p>4 法第34条第10項の規定による勧告をすること。</p>
<p>学校健康推進課</p> <p>1 学校保健衛生に関すること。</p> <p>2 独立</p>	<p>学校健康推進課</p> <p>1 学校保健衛生に関すること。</p> <p>2 独立</p>	<p>学校健康推進課</p> <p>1 学校保健衛生に関すること。</p> <p>2 独立</p>	<p>1 各種予防接種の継続をすること。</p> <p>1 給付</p>
<p>1 健康診断をすること。</p> <p>1 各種予防接種の継続をすること。</p> <p>1 給付</p>	<p>1 健康診断をすること。</p> <p>1 各種予防接種の継続をすること。</p> <p>1 給付</p>	<p>1 健康診断をすること。</p> <p>1 各種予防接種の継続をすること。</p> <p>1 給付</p>	<p>1 健康診断をすること。</p> <p>1 各種予防接種の継続をすること。</p> <p>1 給付</p>

改正後		改正前	
行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。	3 学校給食に関すること。	行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。	3 学校給食に関すること。
金の支払請求の手続をすること。	1 学校給食の開設及び廃止をすること。	金の支払請求の手続をすること。	1 学校給食の開設及び廃止をすること。
金の支払請求の手続をすること。	1 学校給食に関する基本的な方針を決定すること。	金の支払請求の手続をすること。	1 学校給食に関する基本的な方針を決定すること。
金の支払請求の手続をすること。	2 学校給食実態調査表を作成すること。	金の支払請求の手続をすること。	2 学校給食実態調査表を作成すること。
金の支払請求の手続をすること。	1 学校給食調理場において	金の支払請求の手続をすること。	1 学校給食調理場において
金の支払請求の手続をすること。	1 学校給食調理場において	金の支払請求の手続をすること。	1 学校給食調理場において
金の支払請求の手続をすること。	4 学校給食費会計に関する	金の支払請求の手続をすること。	4 学校給食費会計に関する



改正後		改正前	
こと。	5 学校給食調理運営審議会に関すること。	こと。	5 学校給食調理運営審議会に関すること。
	1 学校給食調理運営委員会を委嘱すること。		1 学校給食調理運営委員会を委嘱すること。
	1 学校給食調理運営委員会を開催すること。		1 学校給食調理運営委員会を開催すること。
	使用する給食の物資の供給契約を締結すること。		使用する給食の物資の供給契約を締結すること。
教育環境課	1 区立学校の適正配置等に関すること。	教育環境課	1 区立学校の適正配置等に関すること。
	1 区立学校の配置等の計画を策定すること。		1 区立学校の配置等の計画を策定すること。
	2 区立学校の施設に係る実態調査に関すること。		2 区立学校の施設に係る実態調査に関すること。
	1 区立学校の施設に係る実態調査等を作成すること。		1 区立学校の施設に係る実態調査等を作成すること。

改正後		改正前	
3 学校 教育施設 の用地 取得に 関する こと。	3 学校 教育施設 の用地 取得に 関する こと。	3 学校 教育施設 の用地 取得に 関する こと。	3 学校 教育施設 の用地 取得に 関する こと。
4 学校 教育施設 の建設 に関する こと。	4 学校 教育施設 の建設 に関する こと。	4 学校 教育施設 の建設 に関する こと。	4 学校 教育施設 の建設 に関する こと。
5 学校 教育施設 の整備 に関する こと。	5 学校 教育施設 の整備 に関する こと。	5 学校 教育施設 の整備 に関する こと。	5 学校 教育施設 の整備 に関する こと。
3 教育政策部長専管事案		3 教育政策部長専管事案	
件名	委員会決定	件名	委員会決定
教育長決定	教育政策部長決定	教育長決定	教育政策部長決定
課長決定	課長決定	課長決定	課長決定

改正後		改正前	
<p>学校職員課</p> <p>1 学校職員(教職員を除く。以下同じ。)の人事に関すること。</p>	<p>学校職員課</p> <p>1 学校職員(教職員を除く。以下同じ。)の人事に関すること。</p>	<p>1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。</p> <p>2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。</p> <p>3 学校職員の勤怠について報告すること。</p> <p>4 <u>臨時職員を任用すること。</u></p>	<p>1 人事記録及び人事統計資料を作成し、及び管理すること。</p> <p>2 現員及び学校職員の異動状況等を報告すること。</p> <p>3 学校職員の勤怠について報告すること。</p> <p>4 <u>臨時職員を任用すること。</u></p>
<p>1 学校職員の配置を行うこと。</p> <p>2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。</p> <p>3 学校職員の進退について内申すること。</p>	<p>1 学校職員の配置を行うこと。</p> <p>2 学校職員の昇給及び昇格について内申すること。</p> <p>3 学校職員の進退について内申すること。</p>	<p>1 教職員の勤務評定を決定</p>	<p>1 学校職員の配置について内申を行う</p>
<p>1 教職員の勤務評定を決定</p>	<p>1 教職員の勤務評定を決定</p>	<p>2 教職員(学校栄養職員及び</p>	<p>1 教職員の勤務評定を決定</p>

改正後		改正前	
事務職員に限る。以下この項において同じ。)の人事に関すること。	事務職員に限る。以下この項において同じ。)の人事に関すること。		
3 幼稚園教職員の人事に関すること。	3 幼稚園教職員の人事に関すること。		
1 園長及び副園長を任免すること。	1 園長及び副園長を任免すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。
2 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。	2 園長及び副園長の分限及び懲戒を決定すること。	2 園長及び副園長の配置を決定すること。	2 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。
1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。
2 園長及び副園長の配置を決定すること。	2 園長及び副園長の配置を決定すること。	2 園長及び副園長の配置を決定すること。	2 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。
1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇を接続させる海外旅行を除く。)を許可すること。		
2 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。	2 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)の分限及び懲戒を決定すること。		
1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。	1 幼稚園教職員(園長及び副園長を除く。)を任免すること。		
2 園長及び副園長の配置を決定すること。	2 園長及び副園長の配置を決定すること。		



改正後		改正前	
免除すること。 8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。	免除すること。 8 園長の兼業を許可し、又は教育に関する兼職を承認すること。		
4 学校職員の研修に関すること。 5 学校職員の共済組合に関すること。	4 学校職員の研修に関すること。 5 学校職員の共済組合に関すること。		
1 研修計画を策定すること。	1 研修計画を策定すること。		1 研修を実施すること。
1 組合員原票を送付すること。 2 給付事由を認証すること。	1 組合員原票を送付すること。 2 給付事由を認証すること。		1 組合員原票を送付すること。 2 給付事由を認証すること。
1 組合員原票を送付すること。	1 組合員原票を送付すること。		1 組合員原票を送付すること。
2 給付事由を認証すること。	2 給付事由を認証すること。		2 給付事由を認証すること。
1 組合員原票を送付すること。	1 組合員原票を送付すること。		1 組合員原票を送付すること。
2 給付事由を認証すること。	2 給付事由を認証すること。		2 給付事由を認証すること。
6 学校職員の互助組合に関すること。	6 学校職員の互助組合に関すること。		1 組合員原票を送付すること。 2 給付事由を認証すること。

改正後	改正前
<p>と。</p> <p>7 学校職員及び幼稚園教員公務災害補償に関すること。</p> <p>8 教職員及び学校職員の職相談員に関すること。</p> <p>9 教職員及び学校職員の衛生管理に関すること。</p>	<p>由を認証すること。</p> <p>1 公務災害補償の決定請求を進達すること。</p> <p>1 教職員及び学校職員の職相談に係る計画を策定すること。</p> <p>1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。</p>
<p>と。</p> <p>7 学校職員及び幼稚園教員公務災害補償に関すること。</p> <p>8 教職員及び学校職員の職相談員に関すること。</p> <p>9 教職員及び学校職員の衛生管理に関すること。</p>	<p>と。</p> <p>7 学校職員及び幼稚園教員公務災害補償に関すること。</p> <p>8 教職員及び学校職員の職相談員に関すること。</p> <p>9 教職員及び学校職員の衛生管理に関すること。</p>
<p>由を認証すること。</p> <p>1 公務災害補償の決定請求を進達すること。</p> <p>1 教職員及び学校職員の職相談に係る計画を策定すること。</p> <p>1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。</p>	<p>由を認証すること。</p> <p>1 公務災害補償の決定請求を進達すること。</p> <p>1 教職員及び学校職員の職相談に係る計画を策定すること。</p> <p>1 教職員及び学校職員の健康診断を実施すること。</p>
<p>1 衛生管理者の任免に関すること。</p> <p>2 学校等衛生委員会に関すること。</p>	<p>1 学校衛生委員会を開催すること。</p>







改正後		改正前	
5 教職員の研修に関すること。	6 教職員(幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。)の人事に関すること。	5 教職員の研修に関すること。	6 教職員(幼稚園教職員を除く。以下この項において同じ。)の人事に関すること。
1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員(校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。)の配置について内申を行うこと。	1 教職員の研修計画を策定すること。	1 教職員(校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。)の配置について内申を行うこと。
1 研修を実施すること。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。	2 教職員を都立教育研究所で実施する研修に推薦すること。	2 教職員を都立教育研究所で実施する研修に推薦すること。
1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	2 教職員(学校栄養職員及び事務職員)の非行及び事故発生について報告すること。	1 校長及び副校長の任免について内申を行うこと。	1 校長及び副校長の非行及び事故発生について報告すること。
1 教職員(校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇)を接続させ	2 教職員(校長及び副校長を除く。)の非行及び事故発生について報告すること。	1 教職員(校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇)を接続させ	1 教職員(校長、副校長、学校栄養職員及び事務職員を除く。)の海外旅行(休業期間中の海外旅行及び慶弔休暇と休業期間中の年次有給休暇)を接続させ

改正後		改正前	
員を除く。)の勤務評定を決定すること。	員を除く。)の勤務評定を決定すること。	る海外旅行を除く。)を許可すること。	る海外旅行を除く。)を許可すること。
ひ事故発生について報告すること。	ひ事故発生について報告すること。	3 校長の出張を命ぜらずこと。	3 校長の出張を命ぜらずこと。
4 校長の海外旅行を許可すること。	4 校長の海外旅行を許可すること。	5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。	5 校長の休暇を承認し、又は職務専念義務を免除すること。
6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する職を承認すること。	6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する職を承認すること。		6 校長の兼業を許可し、又は教育に関する職を承認すること。



改正後		改正前	
3	スク ールカ ウンセ ラー事 業に関 すること。	3	スク ールカ ウンセ ラー事 業に関 すること。
1	スク ールカ ウンセ ラー事 業の実 施に係 る重要 な事項 を決定 すること。	1	スク ールカ ウンセ ラー事 業の実 施に係 る重要 な事項 を決定 すること。
1	スク ールカ ウンセ ラーの 配置を 決定す ること。	2	スク ールカ ウンセ ラーの 配置を 決定す ること。
1	メン タル レン ド事業 に係る 重要な 事項を 決定す ること。	1	メン タル レン ド事業 に係る 重要な 事項を 決定す ること。
1	メン タル レン ド事業 に係る 定例的 な事項 を決定 すること。	1	メン タル レン ド事業 に係る 定例的 な事項 を決定 すること。
2	メン タル レン ドの派 遣及び 派遣の 終了を	2	メン タル レン ドの派 遣及び 派遣の 終了を

改正後		改正前	
5 ほつとスクール事業に関すること。	5 ほつとスクール事業に関すること。		
1 ほつとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 ほつとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。	1 ほつとスクール事業の実施に係る重要な事項を決定すること。	1 ほつとスクール事業の実施に係る定例的な事項を決定すること。
	2 ほつとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。		2 ほつとスクールの通室の可否及び退室を決定すること。
6 教育相談に係る教職員研修に関すること。	6 教育相談に係る教職員研修に関すること。		
1 教職員研修計画を策定すること。	1 教職員研修の実施すること。	1 教職員研修計画を策定すること。	1 教職員の研修を実施すること。
7 就学支援委員会に関する	7 就学支援委員会に関する		
	1 就学支援委員の委嘱をする	1 就学支援委員の委嘱をする	1 就学支援委員会を開催すること。

改正後		改正前	
8 特別支援学級の入級に関すること。	1 特別支援学級の入級に関すること。	8 特別支援学級の入級に関すること。	1 特別支援学級の入級に関すること。
9 特別支援学級の学級編制に関すること。	1 学級を編制し、及び同意を求めること。	9 特別支援学級の学級編制に関すること。	1 学級を編制し、及び同意を求めること。
10 特別支援教育に関すること。	1 特別支援教育の基本方針を策定すること。	10 特別支援教育に関すること。	1 特別支援教育に係る重要な事項を決定すること。
1 特別支援学級への入級を決定すること。	1 特別支援教育に係る重要な事項を決定すること（教育政策部長決定除く。）。	1 特別支援教育に係る重要な事項を決定すること（教育政策部長決定除く。）。	1 特別支援教育に係る重要な事項を決定すること（教育政策部長決定除く。）。
新教 育セ ンタ ー一 整 備 担	1 新教 育セ ンタ ーの 整 備に 係 る計	1 新教 育セ ンタ ーの 整 備に 係 る計	1 新教 育セ ンタ ーの 整 備に 係 る計

改正後				
当課	画に関すること。	画を策定すること。		
4 生涯学習部長専管事案				
件名	委員会決定	教育長決定	生涯学習部長決定	課長決定
生涯学習・地域学校連携課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の係属の計画を策定すること。	
2 社会教育委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。			
3 青少年委員に関すること。		1 青少年委員を委嘱すること。	1 青少年委員の研修計画を策定すること。	1 調査委託事業等を行うこと。

改正前				
当課	画に関すること。	画を策定すること。		
4 生涯学習部長専管事案				
件名	委員会決定	教育長決定	生涯学習部長決定	課長決定
生涯学習・地域学校連携課	1 生涯学習・社会教育事業に関すること。	1 生涯学習・社会教育事業の重要な計画を策定すること。	1 生涯学習・社会教育事業の係属の計画を策定すること。	
2 社会教育委員に関すること。	1 諮問事項を決定すること。			
3 青少年委員に関すること。		1 青少年委員を委嘱すること。	1 青少年委員の研修計画を策定すること。	1 調査委託事業等を行うこと。











改正後		改正前	
と。	と。	と。	と。
16 区立学校施設の利 用調整に 関すること。	16 区立 学校施設 の利 用調整 に 関す ること。	16 区立 学校施設 の利 用調整 に 関す ること。	16 区立 学校施設 の利 用調整 に 関す ること。
17 総合型地域 スポーツ・文 化クラブに 関すること。	17 総合型 地域ス ポーツ・ 文化ク ラブに 関す ること。	17 総合型 地域ス ポーツ・ 文化ク ラブに 関す ること。	17 総合型 地域ス ポーツ・ 文化ク ラブの 支援に 関す る計画 を策定 す ること。
18 文化財保護に 関すること。	18 文化財 保護に 関す ること。	18 文化財 保護に 関す ること。	18 文化財 保護に 関す ること。
1 指定文化財の現 状変更を 許可す ること。	1 指定文化財の現 状変更を 許可す ること。	1 指定文化財の現 状変更を 許可す ること。	1 指定文化財の現 状変更を 許可す ること。
2 文化財を公開し、又は 文化財の	2 文化財を公開し、又は 文化財の	2 文化財を公開し、又は 文化財の	2 文化財を公開し、又は 文化財の
1 指定文化財の管 理又は修 理を 報告す ること。	1 指定文化財の管 理又は修 理を 報告す ること。	1 指定文化財の管 理又は修 理を 報告す ること。	1 指定文化財の管 理又は修 理を 報告す ること。
2 指定文化財の修 理の届出 を受ける	2 指定文化財の修 理の届出 を受ける	2 指定文化財の修 理の届出 を受ける	2 指定文化財の修 理の届出 を受ける

改正後		改正前	
の解除 を決定 すること。		の解除 を決定 すること。	
19 埋蔵 文化財 に関する こと。		19 埋蔵 文化財 に関する こと。	
公開を勸 告すること。	3 文化財 保護に係 る重要な 行事を開 催すること。 4 寄贈品 を受領す ること。	公開を勸 告すること。	3 文化財 保護に係 る重要な 行事を開 催すること。 4 寄贈品 を受領す ること。
こと。	3 指定文 化財の所 在の変更 の届出を 受けるこ と。 4 指定文 化財の現 状を調査 すること。 5 軽易な 諸行事を 開催する こと。	こと。	3 指定文 化財の所 在の変更 の届出を 受けるこ と。 4 指定文 化財の現 状を調査 すること。 5 軽易な 諸行事を 開催する こと。
1 特に 重要な 発掘調 査を行 うこと。		1 特に 重要な 発掘調 査を行 うこと。	
2 事前協 議等を指 導するこ と。		2 事前協 議等を指 導するこ と。	

改正後				
			を行うこと。	3 文化庁長官へ発掘等を届け出すこと。
備考				
<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、<u>教育総務部長</u>、<u>教育政策部長</u>及び<u>生涯学習部長</u>間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、<u>教育総務課長</u>と協議して決定するものとする。</p>				

改正前				
			を行うこと。	3 文化庁長官へ発掘等を届け出すこと。
備考				
<p>1 別表中共通事案とは、各課に共通する事務事業に係る事案を、専管事案とは、各課固有の事務事業に係る事案をいう。</p> <p>2 別表1の部中において使用している用語のうち、「特に重要な事項」とは、教育行政の基本的な方針及び計画に係る事項をいい、「重要な事項」とは、教育行政の運営に著しい影響を及ぼす事項、<u>教育次長</u>、<u>教育政策部長</u>及び<u>生涯学習部長</u>間の調整を要する事項等をいう。</p> <p>3 別表中に該当する項目がない事案の処理については、類似の事案があるときは、その事案の区分に準じて処理することとし、類似の事案がないときは、主管課の文書主任が、<u>教育総務課長</u>と協議して決定するものとする。</p>				

